

倉敷市高齢者保健福祉計画及び 倉敷市介護保険事業計画

平成18年3月

倉　　敷　　市

は　じ　め　に

戦後の復興から高度経済成長、オイルショック、国際化、バブル崩壊と、社会・経済の大きなうねりの中を生きてきた私たちは今、初めて迎える人口減少社会の入口に立っています。その中で、地方分権、道州制の議論が進み、住民生活に対する自治体の役割はますます重要になっていきますし、足元を見れば、従来の地域の連帯が薄れたと言われる一方で、ボランティア、NPO、様々なサークルなど、目的を同じくする人々による活動を通じた新しいコミュニティが生まれつつあります。倉敷市に住む私たちも、この変化の中で新しい社会を築いていくため、行政、地域の力を結集しなければなりません。

約60年前の昭和22年には約10年であった65歳の人の平均余命は、現在約20年になりました。高齢期を「余生」ではなく「次の人生」ととらえ、そこをどう生きるかが、一人ひとりに問われています。高齢社会とは、文化の成熟した社会、つまり、高齢者がサービスの受け手にとどまらず、知識や経験を活かし、生涯にわたって地域活動、文化活動、また仕事に活躍できる社会であります。他の世代もそこから刺激を受け、多様な世代が多様な活動を繰り広げることによって、社会全体が生き生きとしたものになっていく。私はそう考えています。

また、福祉のあり方も、大規模な施設中心の施策から、介護が必要になっても住み慣れた地域の中で暮らしつづけられるように支えるものへと変わりつつあります。たとえ体が不自由になり、認知症が進行したとしても、その人の一言や表情、そして存在自体が他の誰かにとって生きる支えとなるものです。ですから、介護が必要になった人を隔離するのではなく、社会の一員として共に生きるために基盤整備を進めていかなければなりません。

今回の計画では、こうした社会や福祉施策の変化に対応するため、従来の計画体系を大きく組み直しました。策定にあたり、高齢者実態調査に御協力いただきました方々、高齢者福祉を語り合う会等で貴重なご意見をいただきました方々、また、熱心なご審議を賜りました審議会委員の皆様方に、心からお礼を申し上げます。

この計画を策定したことで、私たちは「ひと、輝くまち 倉敷。」の実現に向け、社会を、地域を生まれ変わらせていく歩みをまた一つ進めました。皆で手を携え合い、倉敷の地をさらに盛り立てていきましょう。皆様方の力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年3月

倉敷市長 古市健三

目 次

第1章 計画の概要

I. 計画策定の背景	1
II. 計画の位置づけ及び目的	1
III. 計画の基本理念	2
IV. 計画の基本目標	3
V. 計画の体系	4
VI. 市民の意見の反映	5
VII. 計画の期間及び進行管理	6

第2章 高齢者等の現状

I. 人口構造と高齢者人口の推移	7
II. 高齢者保健福祉サービス等の現状	11

第3章 健やかなまちづくり

I. 安心して医療が受けられる	23
II. 健康づくり「健康くらしき21」の推進	24
III. くらしき介護予防フロンティア	29

第4章 生きがいのあるまちづくり

I. 出会う場がある	32
II. 学ぶ場がある	34
III. 活躍する場がある	36

第5章 安心して暮らせるまちづくり

I. 安全・安心な暮らしをおくる	38
II. 気軽に出かけられる	42
III. 快適な住まい	44

第6章 支え合うまちづくり

I. 地域支援・生活支援	47
II. 充実した介護	50

第7章 日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性

I. 日常生活圏域設定の考え方	52
II. 各日常生活圏域の現況と今後のサービス基盤整備の方向性	54

第8章 介護保険サービス量の見込みと保険料

I. 第1号被保険者保険料額について	80
【参考】	
I. 介護保険事業量の算定	91
II. 介護保険事業費の算定	99

第1章 計画の概要

I . 計画策定の背景

本市では平成15年3月、それまでの「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」を見直し、平成15年度から19年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定しました。この計画は、平成12年度以降の介護保険給付実績を基に、平成15年度以降の介護保険の事業量及び事業費を定めるとともに、「寝たきりゼロ作戦」を高齢者保健福祉の最重点課題として、積極的な施策展開を目指したもので、市はこれに沿って、各種高齢者保健福祉施策の充実に努めてきましたが、今回3年ごとの策定の時期を迎えました。

この間、介護保険制度が社会に定着する一方で、全国の要介護認定者数と介護保険給付費は当初の予想を大きく上回って増大し、制度を持続可能なものとするための全般的な見直しが必要となりました。このため、国において、介護保険制度の理念である「高齢者の自立支援」をより一層推進するよう、予防重視型システムへの転換を柱とする制度の見直しを行い、平成17年6月、改正介護保険法が成立しました。

一方、地方分権の推進、少子高齢化や環境問題、高度情報化の進展といった多様化・高度化する広域的行政課題、財政状況の悪化といった課題に対応するため、本市においても船穂、真備両町との合併が行われ、平成17年8月1日、人口約47万人、面積約354km²の新しい倉敷市が誕生しました。

今回の計画策定にあたっては、こうした状況を踏まえるとともに、国の介護保険制度改正の内容を反映し、船穂・真備両地区を含めた新しい倉敷市全体の介護保険事業量、事業費の算定を行うとともに、介護予防・社会参加を柱とした高齢者保健福祉施策の再構築と、新たに創設される「日常生活圏域」単位のサービス基盤整備を行うこととした。

II . 計画の位置づけ及び目的

倉敷市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8及び老人保健法第46条の18の規定に基づく、全ての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画であり、その目的とするところは、全ての高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して暮らせる社会の構築にあります。

また、倉敷市介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく、要介護高齢者、要支援高齢者、及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画であり、介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活をおくるためのサービス基盤の整備を目的としています。

したがって、高齢者保健福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した上位の計画と位置づけられます。

また、両計画の見直しに当たっては、国、県の定める策定指針を踏まえ、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性を図るとともに、「倉敷市第5次総合計画」や「健康くらしき21」等、市の各種関連計画との整合性を図りました。

《両計画の位置づけ》

倉敷市高齢者保健福祉計画 (全ての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する総合計画)

- 全ての高齢者に係る保健福祉事業の政策目標
- 高齢者全体の実情把握、需要把握
- 介護保険給付対象外のサービス供給体制
- サービス対象者の把握、サービス提供の方策

倉敷市介護保険事業計画 (要介護高齢者・要支援高齢者、及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備に関する実施計画)

- 介護保険給付対象者及び地域支援事業対象者の現状把握、個別需要の把握
- 介護保険給付対象サービス及び地域支援事業の供給体制
 - ・サービス見込み量の算出とその確保に向けての整備方策
 - ・サービスの円滑な提供のための事業

- 事業費の見込みに関する事項

III. 計画の基本理念

健康・生きがい・安心のまち 倉敷

計画の基本理念については、市の取り組む様々な高齢者施策をできるだけわかりやすい表現で集約することにより、お示しすることとしました。また、こうして設定した基本理念を反映するように、IVでお示しする基本目標を整理しました。

まず、基本理念は、「健康・生きがい・安心のまち 倉敷」としました。

ここで「健康」「生きがい」「安心」という3つのキーワードを挙げています。まず、「健康」については、「健康くらしき21」を中心として、市民全体の健康の保持・増進を図っているところであり、そうした取り組みを表す言葉として「健康」を挙げました。

次に「生きがい」については、高齢社会は文化の成熟した社会と言われますが、それを支える大きな力は、人生経験の豊かな高齢者の方々です。また、高齢者個々人も、様々な活動を通じて、それぞれに豊かな人生をおくっておられます。市も、そうした方々の活動の環境整備を従来より図っているところであり、それを表す言葉として「生きがい」を挙げました。

次に「安心」については、高齢者の意識調査でも、「安心して利用できるまちの整備がされていること」「暴力や犯罪、消費者被害等にあう心配なく生活できること」といった点について、現状に必ずしも満足していない、という結果が出ています。また、高齢者向けの住まいの整備が、今回の介護保険制度の改正でも一つの柱となっています。そこで、安心して暮らせるまちづくりの必要性を表す言葉として「安心」を挙げました。

IV. 計画の基本目標

Ⅲにお示ししたように、市の取り組む施策を集約して基本理念を設定し、それに基づいて、4つの基本目標を掲げることとしました。

1. 健やかなまちづくり

「健康くらしき21」に基づき、「活動的な85歳」の高齢者像を目標に、一人ひとりの健康づくりを促進するとともに、安心して医療が受けられる体制づくりに努めます。

また、一人ひとりの状態に応じた介護予防を実施し、要支援及び要介護状態の発生やその悪化予防を図ります。

2. 生きがいのあるまちづくり

高齢者の生活が豊かなものであるためには、一人ひとりが持っている価値観を全うでき、生きがいを持つことのできる暮らし方を実現することが必要です。特に、今後10年間で、今までの高齢者とは異なる社会状況の下で現役世代を過ごしてきた、いわゆる「団塊の世代」が高齢者の仲間入りをします。それまでの職場を離れた新しい高齢者が地域社会でいきいきと過ごせるよう、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。

3. 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全なまちづくりを進めます。

また、必要とされるサービスを受けていない、あるいは孤独な生活の中で閉じこもりがちな生活をしているひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対する支援、認知症高齢者等の権利を守る活動を行い、様々な高齢者が安心して暮らせる社会を目指します。

さらに、高齢者が気軽に出来かけられる交通環境等の整備や快適な住まいの整備にも取り組みます。

4. 支え合うまちづくり

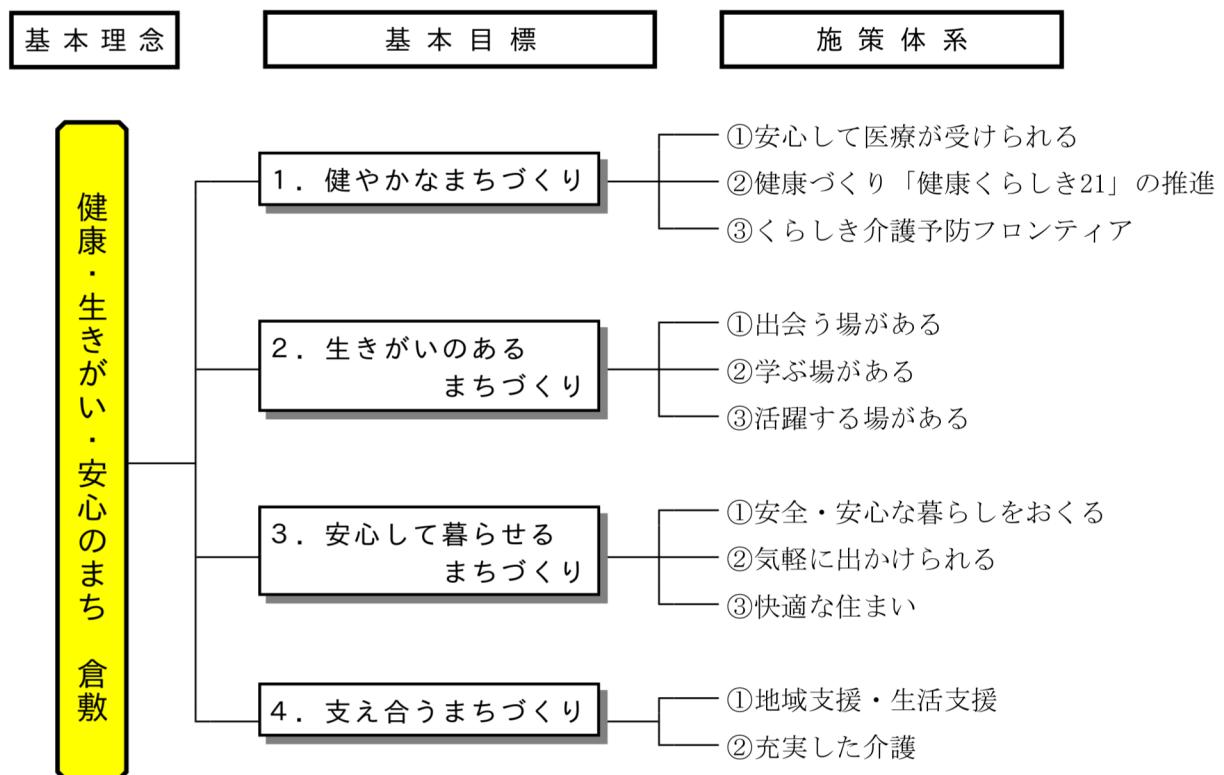
4つ目の基本目標として「支え合うまちづくり」を挙げました。これは、元気な高齢者だけでなく、介護の不安がある方や、介護が必要になった方、ひとり暮らしの方であっても、「健康・生きがい・安心」という基本理念に沿った生活をおくことができるよう支えることが必要であり、そのために、支え合いを一つの基本目標として掲げることとしたものです。

長寿の喜びを地域のみんなで共有することができるよう、住民が関係団体や行政等と連携しながら、互いに交流し、支え合える住みよいまちづくりをハード・ソフト両面から推進します。

また、介護が必要となった方でも、持っている心身の力を生かし、できる限り尊厳を持って自立した生活をおくるためにには、介護を社会的に支える仕組みである介護保険制度が円滑に実施され、高齢者自身が主体的にサービスを選択し利用できる環境が必要です。そのため、適切で公平なサービスが実施されるよう、その基盤整備を推進するとともに、サービスに係る情報提供・相談体制の充実を図ります。

V. 計画の体系

以上の基本理念、基本目標を含めた計画の体系をお示しすると、以下のとおりです。



VI. 市民の意見の反映

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

1. 高齢者実態調査

高齢者の日常の生活状況・健康状態、保健福祉サービスの利用状況・今後の利用意向、在宅の要介護者の介護サービスの利用状況・今後の利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成16年11月にアンケート調査を実施しました。

(1)一般高齢者実態調査

要介護認定を受けたことがない65歳以上の高齢者から無作為抽出。

・倉敷	配付数：6,400通	回収数：4,128通	回収率：64.5%
・船穂	配付数：350通	回収数：221通	回収率：62.9%
・真備	配付数：1,200通	回収数：803通	回収率：66.9%

(2)居宅介護サービス利用者実態調査

居宅介護サービス利用実績のある65歳以上の高齢者（倉敷は無作為抽出）

・倉敷	配付数：4,500通	回収数：2,865通	回収率：63.7%
・船穂	配付数：180通	回収数：111通	回収率：61.7%
・真備	配付数：468通	回収数：280通	回収率：59.8%

(3)介護サービス未利用者実態調査

介護サービスを利用していない65歳以上の要介護認定者（倉敷は無作為抽出）

・倉敷	配付数：2,000通	回収数：1,042通	回収率：52.1%
・真備	配付数：176通	回収数：103通	回収率：58.5%

(4)特別養護老人ホーム入所待機者実態調査

特別養護老人ホームに入所申し込みをしている高齢者（倉敷は無作為抽出）

・倉敷	配付数：530通	回収数：305通	回収率：57.5%
・真備	配付数：110通	回収数：63通	回収率：57.3%

※(1)～(3)は郵送配付・郵送回収、(4)は特別養護老人ホームの協力による配付・回収

2. 高齢者福祉を語り合う会など

計画の策定に先立ち、高齢者保健福祉や介護保険に関する市民の率直な意見をうかがうため、平成17年6月から8月にかけて、倉敷、水島、児島、玉島の各地区それぞれ2回ずつ、船穂、真備の各地区1回ずつ、計10回の「高齢者福祉を語り合う会」を開催しました。

また、公民館等で行われている「いきいきふれあいサロン」の場や、介護者家族の会を訪ね、同様にご意見をうかがいました。

3. 計画素案の公表、市民からの意見募集

平成17年12月に、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

4. 審議会での審議

計画案を検討する場として、倉敷市社会福祉審議会に「高齢者保健福祉計画等策定専門分科会」を設置し、平成17年6月から平成18年1月まで計5回の審議を行いました。

この専門分科会には、保健・医療・福祉の関係者のほか、老人クラブやボランティア協会の代表者、学識経験者、公募による被保険者代表にも委員として参画いただき、様々な見地からの議論をいただきました。

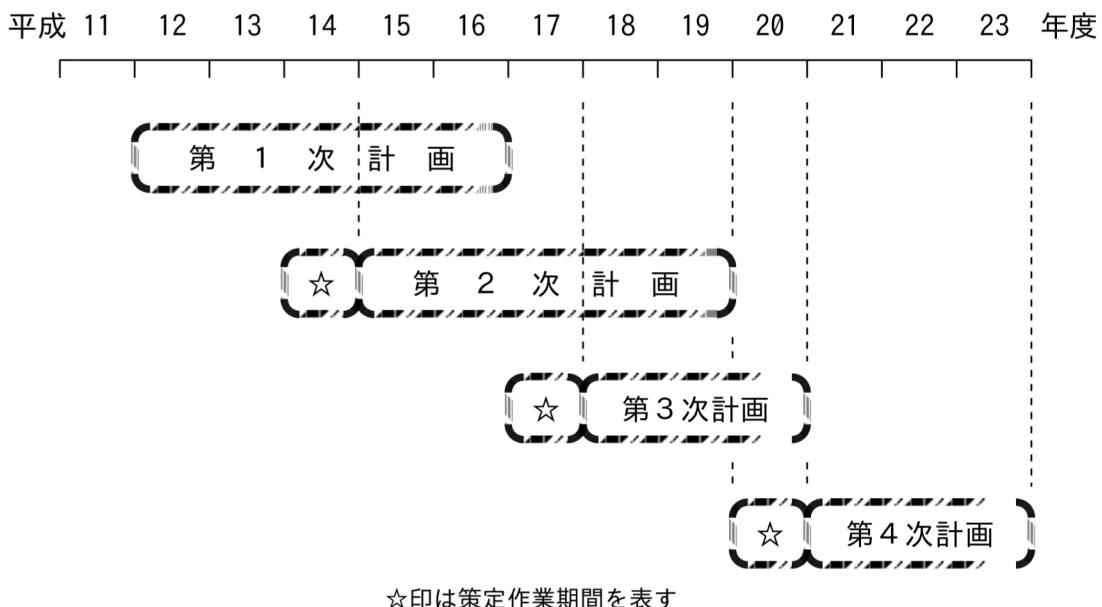
5. 倉敷市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定幹事会及びワーキング部会の設置

府内関係部局の代表者12名で構成する「倉敷市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定幹事会」、及び市民代表2名と局内関係部課等の代表者22名で構成する「ワーキング部会」を設置し、計画素案を作成しました。

ワーキング部会は、高齢者実態調査票の設計段階から計画素案の策定段階まで必要に応じて随時開催し、関係部課との連携を図りながら計画内容について活発な意見交換を行いました。

VII. 計画の期間及び進行管理

この計画は、平成18年度を初年度として平成20年度を目標年度とする3か年計画です。ただし、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。



第2章 高齢者等の現状

I. 人口構造と高齢者人口の推移

1. 人口構造の推移

倉敷市の総人口は平成17年は469,744人で、増加傾向で推移しており、平成12年から17年の5年間の伸び率は2.1%となっています。

年齢階級別にみると、0～14歳の年少人口は同期間の伸び率が-4.7%と減少しているのに対し、65歳以上人口の伸び率は21.6%と大変高い伸びになっており、急激な少子高齢化が引き続き進行していることがわかります。

また、現在最も人口の多い第1次ベビーブーム世代の多くが、10年後には高齢者となるため、平成26年には市民の4人に1人が高齢者という超高齢社会に突入することが予想されます（次ページの人口ピラミッド参照）。

人口構成の推移

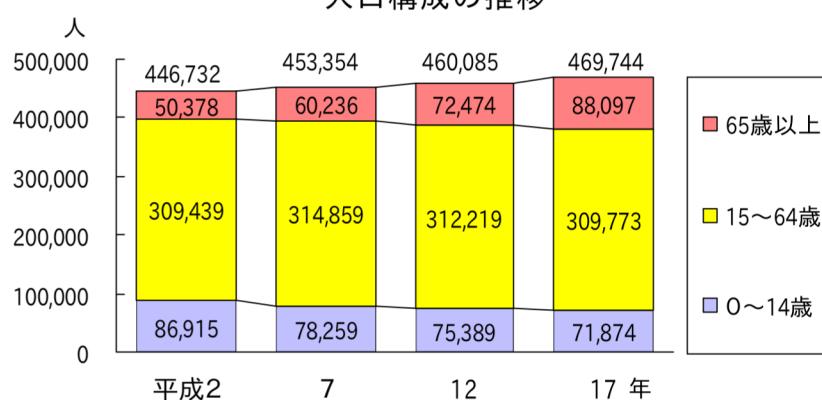
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	446,735人	453,357人	460,085人	469,744人
0～14歳	86,915人	78,259人	75,389人	71,874人
15～39歳	156,529人	156,981人	156,768人	153,004人
40～64歳	152,910人	157,878人	155,451人	156,769人
65歳以上 (高齢化率)	50,378人 11.3%	60,236人 13.3%	72,474人 15.8%	88,097人 18.8%
うち75歳以上	21,882人	24,923人	29,524人	38,551人

※各年10月1日現在

資料:住民基本台帳

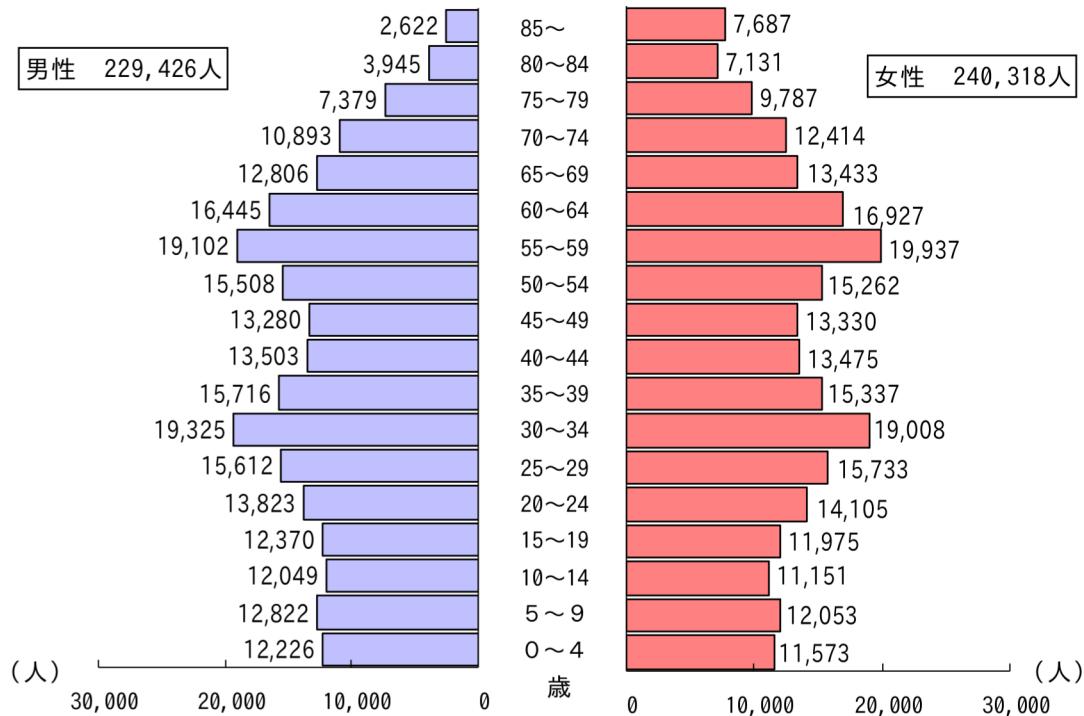
※過去の数字も船穂・真備地区を含む。（以下同じ）

人口構成の推移

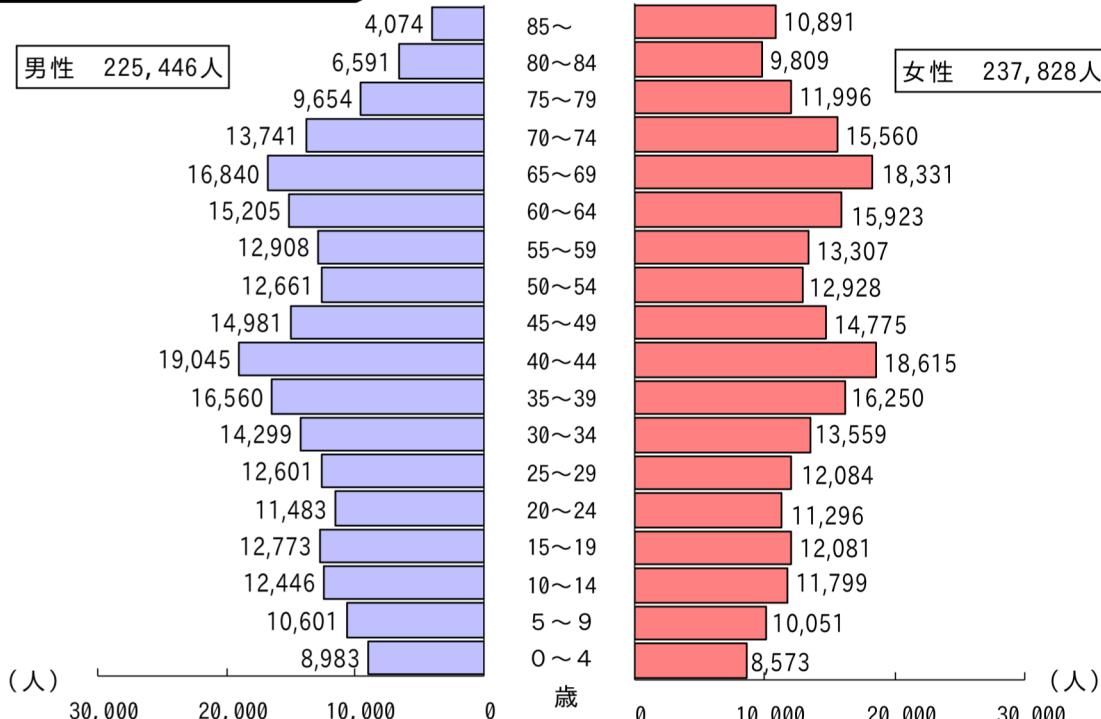


人口ピラミッド

平成17年 総人口 469,744人



平成26年 総人口 463,274人

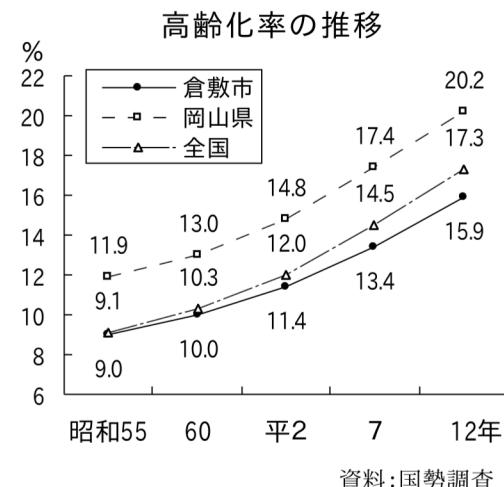
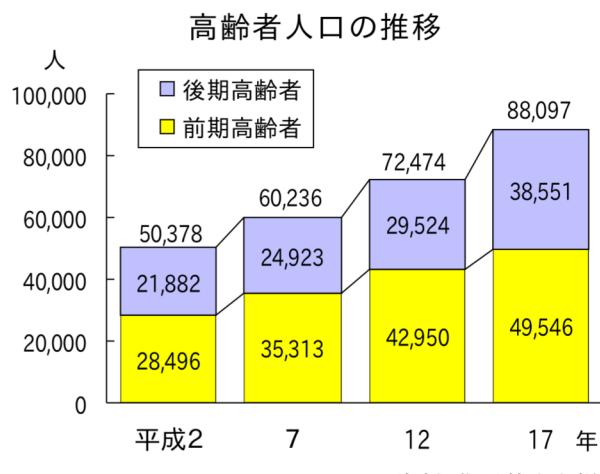


資料：住民基本台帳

2. 高齢者人口の推移と高齢化率

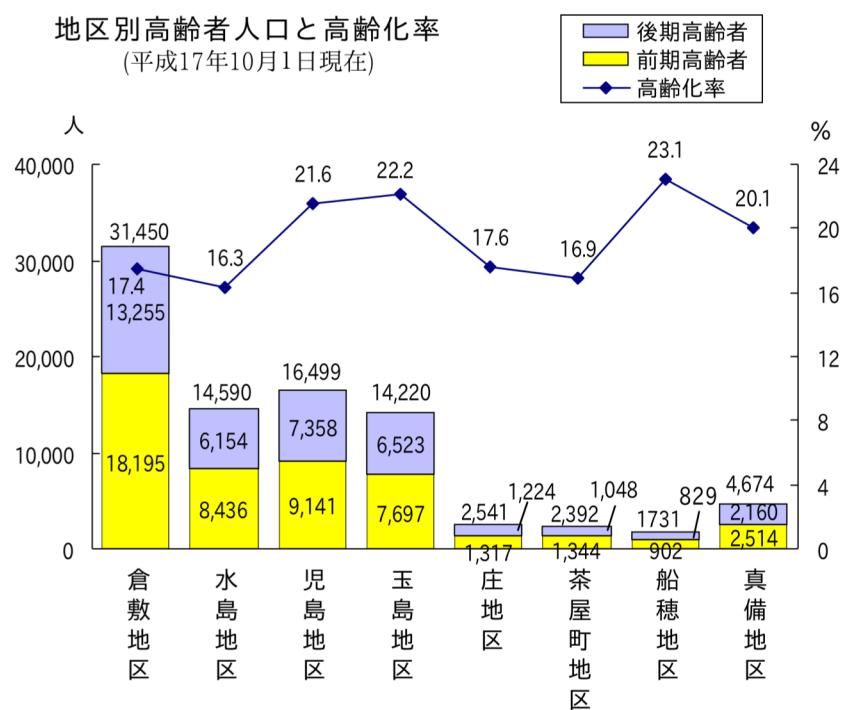
65～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者についてみると、前期・後期高齢者ともに増加しています。平成17年は高齢者人口88,097人のうち、前期高齢者が49,546人で56.2%、後期高齢者が38,551人で43.8%を占めています。

高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は国・県よりも低位で推移してきています。



3. 地区別の状況

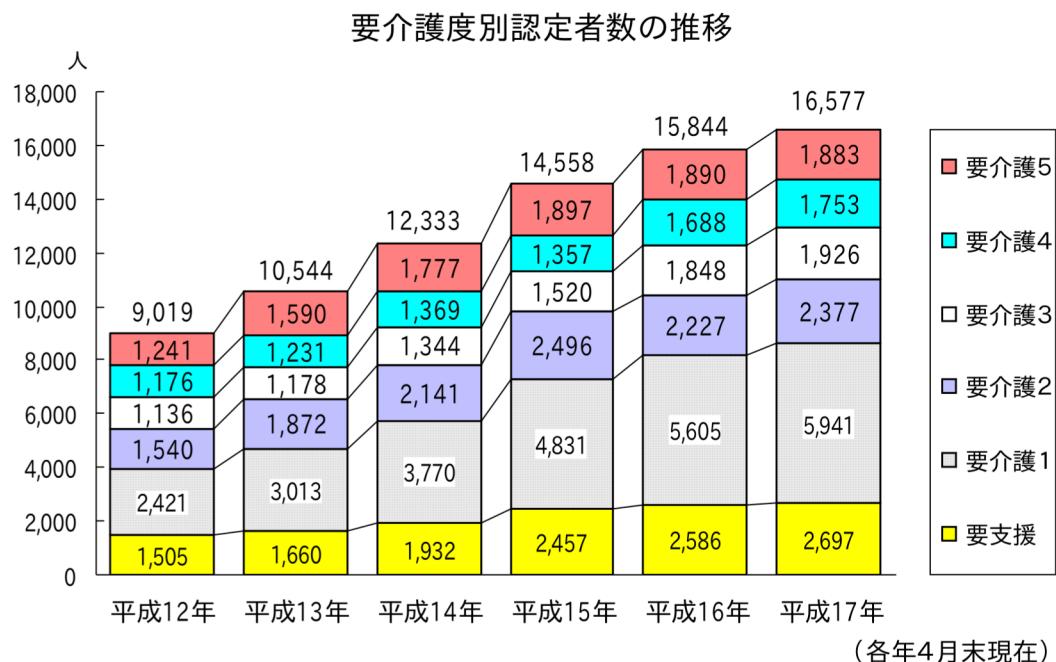
地区別に高齢者の状況をみると、高齢化率が最も高いのは船穂地区で23.1%、逆に最も低いのは水島地区で16.3%と、両者の間で6.8ポイントの開きがあり、地区によって高齢化の状況が大きく異なっています。



4. 要介護度別認定者数の推移

平成12年4月の介護保険制度開始以来、要介護認定者数は増加の一途をたどり、平成17年4月現在16,577人と、5年前に比べ83.8%増となっています。

要介護度別にみると、特に要介護1の伸びが著しく、5年間で2.45倍に増えています。



II. 高齢者保健福祉サービス等の現状

1. 介護予防・生活支援事業

身体が虚弱な状態にある高齢者や、ひとり暮らしで閉じこもりがちな高齢者等を対象に、自立生活の支援、家族の負担軽減を図るため、介護予防・生活支援事業を行っています。

(1) 高齢者等心配ごと相談事業

高齢者が抱える生活上、健康上などの様々な心配ごとについての相談を受け付け、生活上の不安を解消し、問題解決につなげることを目的として、平成15年度より窓口を設置しています。

市内6箇所の社会福祉協議会事務所で定期的に（倉敷・水島・児島・玉島は週1回、船穂・真備は月2回）相談日を設け、民生委員、調停委員が相談に応じているほか、電話相談も受け付けており、相談内容によっては、市の市民相談、弁護士、裁判所へ紹介をしています。

○高齢者等心配ごと相談事業の実績 (単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
延相談件数	492	369	420

※平成17年度は見込み量（以下同じ） 資料：高齢福祉課

(2) ふれあいサロン活動促進事業

閉じこもりがちな高齢者が、地域のボランティア団体等が主催するふれあいサロンに参加することにより、社会参加、仲間づくりの機会を得ることを目的として、サロン活動への助成を行っています。

○ふれあいサロン活動促進事業の実績 (単位：箇所)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実施箇所数	70	42	47

資料：高齢福祉課

(3) 給食サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者、身体障害者、高齢者のみの世帯等を対象に、栄養のバランスに配慮した給食サービスを実施しています。これにより、食生活の安定・改善、健康の増進を図り、併せて地域社会との交流、安否確認、孤独感の解消を図ることを目的としています。

平成17年度からは、従来のボランティアによる配食方式を改め、給食業者の直接宅配による新たな給食サービスを開始しました。利用については、「食」の自立支援の趣旨に沿ってアセスメントを行い、利用回数等を決定しています。

○給食サービス事業の実績 (単位：人、食)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実利用人数	235	213	840
延べ配食数	23,009	20,468	37,914

資料：高齢福祉課

(4) ねたきり高齢者等理美容サービス事業

在宅のねたきり高齢者・認知症高齢者・重度心身障害者で、その介護者が介護手当を受給している方を対象として、理容師・美容師の訪問による理美容サービスを実施しています。

○ねたきり高齢者等理美容サービス事業の実績 (単位：人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
延利用人数	175	177	179

資料：高齢福祉課

(5) 高齢者はり・きゅう施術費給付事業

70歳以上の高齢者を対象として、運動器疾患・末梢神経疾患により、はり・きゅうの施術が必要となったときに、施術費の一部を給付しています。平成15年度は月3回分、16年度からは月2回分を対象としています。

○高齢者はり・きゅう施術費給付事業の実績 (単位：人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
延利用人数	5,493	6,330	6,757

資料：高齢福祉課

(6) 日常生活用具給付事業

おおむね65歳以上のねたきり高齢者・ひとり暮らし高齢者等の日常生活の便宜を図り、自立を支援するほか、家族の介護負担を軽減する目的で、日常生活用具を給付しています。特殊寝台など介護に必要な品目の多くは介護保険制度の福祉用具貸与の対象となるため、ここではひとり暮らし高齢者等の生活に資する用具を給付しています。対象品目は寝具類、入浴担架、湯沸器、火災警報器、自動消火器、老人手押車、洗髪器、電磁調理器、ガス漏れ報知器です。

○日常生活用具給付事業の実績 (単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
延利用件数	140	113	66

資料：高齢福祉課

(7) 老人眼鏡購入費支給事業

65歳以上の高齢者で生計中心者が所得税非課税の世帯の方に眼鏡購入費の一部を助成するもので、日常生活用具給付事業と併せて実施しています。

○老人眼鏡購入費支給事業の実績 (単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用件数	29	27	38

資料：高齢福祉課

(8) ひとり暮らし老人等福祉電話貸付事業

おおむね65歳以上の生活保護を受けている方のうち、①ひとり暮らし高齢者、②ねたきりの配偶者または重度心身障害者とのみ生活しており、定期的に安否の確認を必要とする方に対し、福祉電話を貸与しています。これにより、生活上の事故を未然に防止することができます。

○ひとり暮らし老人等福祉電話貸付事業の実績 (単位：台)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
既設置台数	128	92	95
新設台数	10	8	10

資料：高齢福祉課

(9) 緊急通報装置設置事業

ひとり暮らし高齢者、ひとり暮らしの重度身体障害者、ねたきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯を対象として、緊急時の連絡体制を整備することにより、日常生活における不安感の解消及び急病、災害などの緊急時における迅速、適切な対応を図るものです。

○緊急通報装置設置事業の実績 (単位：台)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
既設置台数	714	717	904
新規設置台数	89	84	110

資料：高齢福祉課

(10) 老人入浴券交付事業

65歳以上の高齢者で自宅に入浴設備がなく、生計中心者の市民税が均等割課税以下の世帯の方に対し、公衆浴場の無料入浴券を交付しています。

○老人入浴券交付事業の実績 (単位：人、回)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実利用人数	221	220	218
延利用回数	11,168	10,701	10,591

資料：高齢福祉課

(11) 高齢者（障害者）等住宅改造助成事業

日常生活を営むうえで住宅の改造が必要となった場合、必要な工事費の一部を助成しています。対象者は、介護保険の認定を受けた高齢者、または身体障害者手帳1・2級（肢体や視覚）、療育手帳Aの所持者です。なお、介護保険の対象となる改造工事は除外しており、補助金額も、介護保険の給付がある場合は調整を行っています。

○高齢者（障害者）等住宅改造助成事業の実績 (単位：件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用件数	276	188	165

資料：障害福祉課

(12) 福祉機器展示事業

くらしき健康福祉プラザ及び在宅介護支援センターで、各種福祉機器、福祉用品や住宅改造モデルを展示し、使用方法などに関する助言や情報提供などを行っています。また、社会福祉協議会では福祉機器の貸出も行っています。

(13) 介護用品扶助費支給事業

在宅のねたきり、または認知症高齢者等を介護している所得税非課税世帯の方に対し、紙おむつ等介護用品の購入費の一部を助成しています。

○介護用品扶助費支給事業の実績 (単位：人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用人数	269	249	298

資料：高齢福祉課

(14) 在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業

満65歳以上の在宅のねたきり、または認知症高齢者等の介護者に対し、手当を支給し、介護者を慰労しています。

○在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業の実績 (単位：人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
支給人数	1,017	915	1,071

資料：高齢福祉課

(15) 家族介護者リフレッシュ事業

居宅において、ねたきり高齢者、または重度心身障害者（児）を介護している家族を対象として、介護から一時的に解放し、介護者相互の交流会に参加していただくなど心身の元気回復（リフレッシュ）を図る事業です。

○家族介護者リフレッシュ事業の実績 (単位：人、回)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
参加者数	130	100	150
開催回数	5	4	5

資料：高齢福祉課

2. 老人保健事業

(1) 健康診査

40歳以上の方を対象とした基本健康診査、肝炎ウイルス検診、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、歯周疾患検診を実施しています。

○健(検)診種類別の実績 (単位：人、%)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
基本健診	受診者数	35,455	36,658	38,000
	受 診 率	35.4	35.5	37.0
胃がん	受診者数	15,457	15,205	15,300
	受 診 率	15.4	14.7	14.8
子宮がん	受診者数	7,136	6,762	6,800
	受 診 率	11.9	10.9	10.2
乳がん (視触診)	受診者数	8,689	8,700	9,000
	受 診 率	14.5	14.0	14.4
乳がん (マンモグラフィ)	受診者数	—	—	2,900
	受 診 率	—	—	2.7
肺がん	受診者数	28,757	27,602	26,500
	受 診 率	28.7	26.7	25.4
大腸がん	受診者数	19,523	20,358	21,000
	受 診 率	19.5	19.7	20.6
前立腺がん	受診者数	—	3,771	4,000
	受 診 率	—	4.0	9.5
歯周疾患	受診者数	419	440	480
	受 診 率	4.1	4.3	4.5
肝炎ウイルス	受診者数	5,916	3,702	2,700

※平成17年度は見込み（以下同じ）

資料：倉敷市保健所年報

(2) 健康教育

健康づくりボランティア（愛育・栄養委員等）や老人クラブ等の会員及び一般市民を対象に集団健康教育を行っています。さらに、基本健康診査におけるハイリスク者を対象に健康教育を行う生活習慣病対策推進事業や健康づくり事業（くらしき健康福祉プラザに委託）を実施することで、生活習慣病予防や介護予防に努めています。

また、地域の保健活動推進のためのボランティア「ご近所リーダー」を養成、地域の健康学習に活用して、市民参加型の普及啓発を図っています。

○健康教育の実績

(単位：回、人)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
集団健康教育	歯周疾患	回数	14	20
		延人数	623	1,007
	骨粗鬆症	回数	14	25
		延人数	518	1,621
	病態別	回数	89	86
		延人数	2,997	3,027
薬	回数	1	1	1
		延人数	23	42
	回数	522	490	500
		延人数	12,996	19,797
介護家族	回数	12	9	6
	延人数	127	688	500

資料：倉敷市保健所年報

(3) 健康相談

40歳以上の方を対象に、重点健康相談、介護家族健康相談及び総合健康相談を実施しています。重点健康相談では、病態別健康・栄養相談などを、窓口のほか、ミニ健康新や栄養まつりの場で保健師・栄養士等が実施しています。

○健康相談の実績

(単位：回、人)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
重点健康相談	高血圧	回数	9	10
		延人数	448	569
	高脂血症	回数	4	8
		延人数	224	484
	糖尿病	回数	1	—
		延人数	350	—
	歯周疾患	回数	—	2
		延人数	—	26
	骨粗鬆症	回数	7	8
		延人数	313	736
	病態別	回数	12	23
		延人数	1,477	1,013
	介護家族健康相談	回数	—	3
		延人数	—	41
	総合健康相談	回数	58	43
		延人数	4,540	3,126
		資料：倉敷市保健所年報		

(4) 訪問指導

健診後の要指導者、介護予防の観点から支援が必要な方や介護家族を訪問し保健指導を実施しています。

○訪問指導の実績

(単位：人)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
訪問指導	実人数	158	163	170
	延人数	395	361	400

資料：倉敷市保健所年報

(5) 機能訓練事業

身体機能の低下を防ぎ、心身ともに健康な生活をおくるための援助を目的に、機能訓練、寝たきり防止出前健康教室、転倒予防教室を、くらしき健康福祉プラザで行っています。

○機能訓練事業の実績値

(単位：人・回)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
機能訓練	機能開催回数	169	191	191
	延参加人数	4,187	4,586	4,500
訓練教室	転倒予防開催回数	24	31	30
	延参加人数	352	559	560
事業	出前健康教室開催回数	97	52	52
	延参加人数	1,630	682	680

資料：保健課

3. 生きがい事業

(1) 生きがい対応型デイサービス事業

市内に住所を有する60歳以上のひとり暮らし高齢者等で、介護保険の給付の対象にならない方を対象に、健康な生活の維持や社会参加の促進を目的として、老人福祉センターや憩の家などでデイサービス（健康体操、ヨガ、フラダンス、銭太鼓、太極拳など）を実施しています。

○生きがい対応型デイサービス事業の実績（単位：施設、人）

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実施施設数	20	32	34
延利用人数	3,984	6,442	7,848

※平成17年度は見込み量（以下同じ） 資料：高齢福祉課

(2) 生きがいと創造の事業

60歳以上の方を対象に、高齢者がその経験と知識を生かし、希望と能力に応じた生産的・創造的活動に参加することによって生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものにするために講座を開設しています。受講期間は、各講座毎週1回、専門講師の技術指導により1年間受講となっています。前記の生きがい対応型デイサービス事業の1つとして継続実施しています。

○生きがいと創造の事業の実績 （単位：人）

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
登録者数	木彫	15	15
	陶芸	15	15
	囲碁	20	—
	絵手紙	20	20
	銭太鼓	—	20
	健康体操	20	20

資料：高齢福祉課

(3) シルバー作品展

60歳以上の方を対象に、長い間社会に貢献した豊かな知識・技能や趣味などを生かした作品を広く一般に公開し、創造の喜びを通して生きがいの増進を図るもので、市、総合福祉事業団、老人クラブ連合会の3者で共催し、例年約400点が出品されます。

(4) 老人クラブへの支援

老人クラブは、高齢者が生きがいを持ち、明るく豊かな生活をおくるために小地域単位で結成された自主的な団体です。市では、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して助成を行い、活動を支援しています。

平成17年4月1日現在、老人クラブ数は450クラブ、会員数は23,153人で、クラブ数、会員数ともに、年々減少しています。

○老人クラブ数等の実績 (単位：クラブ、人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
クラブ数	466	456	450
会員数	24,561	24,058	23,153

資料：高齢福祉課

(5) 公園等の清掃管理委託事業

市が管理する公園等で除草やゴミ収集などの軽易な作業を地域の高齢者にお願いすることで、高齢者の余暇活動や社会参加の機会とし、体力維持などにも役立っています。

○公園等の清掃管理委託事業の実績 (単位：施設、人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
施設数	397	401	397
委託人数	455	453	455

資料：高齢福祉課

(6) シルバー人材センターへの加入・就労の促進

概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、社団法人倉敷市シルバー人材センターが実施しているもので、就業を通して自らの労働能力を活用し、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを図るものです。

会員総数は増加傾向にあり、就労先の確保を図りながら事業を実施しています。

○シルバー人材センター事業の実績 (単位：人、件)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
会員総数	1,956	1,860	2,220
受注件数	11,109	11,166	13,009
就労実人数	1,339	1,295	1,665
就労延人数	126,189	126,017	148,403

資料：高齢福祉課

4. 介護サービス

(1) 居宅サービスの利用者数

全国の状況と比較して、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションの利用者数が多くなっています。

○居宅サービスの利用者数

サービス種別	倉敷市 (平成17年11月)	全国 (平成17年9月)
訪問介護	5,160人 (5.8%)	120万人 (4.7%)
通所介護	4,440人 (5.0%)	102万人 (4.0%)
通所リハビリテーション	3,296人 (3.7%)	45万人 (1.8%)
短期入所	893人 (1.0%)	26万人 (1.0%)

※第2号被保険者を含む

資料：介護保険課

※()内は第1号被保険者数に対する比率

第3章 健やかなまちづくり

健やかなまちづくりを推進するため、安心して医療が受けられる体制づくりに努めるとともに、高齢者一人ひとりの健康づくりと、介護状態に陥ることを防ぐ介護予防に取り組みます。

I. 安心して医療が受けられる

(1) 現状と課題

健やかなまちづくりを実現するためには、生涯にわたって安心して医療が受けられる環境が整っている必要があります。特に、健康に関する不安が増加することの多い高齢者はその必要性が高くなります。平成16年度に実施した高齢者実態調査の結果をみても、「安心して医療を受けられること」は高齢者の生活の最重要項目となっています。

高齢者が安心して医療が受けられるよう、医療機関に関する情報提供を行うとともに、いつでも安心して受診や相談ができる、かかりつけ医の普及を推進する必要があります。

(2) 今後の取り組み

1. ドクターマップの整備

市内の医療機関や介護保険施設、福祉施設等に関する最新情報を整理し、新たなドクターマップを整備し、市民への情報提供を行います。

(保健課)

2. かかりつけ医の推進

健康に不安のあるすべての市民が、いつでも安心して受診や相談ができるかかりつけ医をもてるよう、保健所だより・ホームページ等で、情報提供や啓発を進めます。

(保健課)

II. 健康づくり「健康くらしき21」の推進

(1) 現状と課題

倉敷市の健康状況をみると、生活環境の改善や医療技術の進歩、公衆衛生の向上などにより、平均寿命は大幅に伸び、全国平均を上回っていますが、一方で、がん、心臓病、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病が増加しているほか、これに起因する寝たきりや認知症などの要介護者が増加しています。

健康づくりには、健康を増進させ、病気を予防する一次予防と、健康診査による生活習慣病の早期発見・早期治療の二次予防を適切に行うことが必要です。

平成15年5月に健康増進法が施行されたことに伴い、平成16年3月、市民の主体的な健康づくりを推進するため、倉敷市の特性を生かした「健康くらしき21」健康増進計画を策定しました。

今後は、この計画に基づいて、高齢者の健康づくり、健康寿命の延伸を図るべく、市民、関係機関と協働して、保健事業のさらなる充実を進める必要があります。

※「健康寿命」… 健康で生きがいを持ち、自立して暮らすことのできる期間のこと

「健康くらしき21」の基本目標

健康寿命の延伸、生活習慣病の予防、生活の質の向上

□健康づくり分野別数値目標の具体例

健康全般：「健康くらしき21」を知っている人の増加

現状 5.5% → 50.0%

栄養・食生活：偏った食事をしないことに気をつけている人の増加

現状 88.4% → 95.0%

運動・休養・ストレス：週2回以上30分以上運動している人の増加

現状 26.6% → 35.0%

たばこ・アルコール：周囲の人の影響を考えないでたばこを吸う人の減少

現状 27.3% → 10.0%

歯の健康：歯の定期健診を毎年受けている人の増加

現状 13.7% → 20.0%

(2) 今後の取り組み

1. 健康手帳の活用

高齢者一人ひとりが、自らの健康管理と適切な医療を確保できるよう、保健事業への参加者及び医療の受給資格を有する対象者を正確に把握し、健康手帳の交付を進めるとともに、手帳を利用した健康管理や健康づくりを推進します。

(保健課)

2. 健康相談の充実

高血圧、糖尿病や骨粗鬆症等、生活習慣病の各種健康相談の周知に努めます。

また、保健所・各保健福祉センター等の窓口や、健診、各地区の講演会、ミニ健康展・栄養まつり等あらゆる機会に、気軽に誰でも、いつでも相談できる多様な形態で実施するなど、健康相談の充実を図ります。

(保健課)

健康相談の数値目標 (単位：回、人)

項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度
高血圧	回数	15	20	25
	人数	900	1,200	1,500
高脂血症	回数	15	20	25
	人数	750	1,000	1,250
糖尿病	回数	10	15	20
	人数	200	300	400
歯周疾患	回数	10	15	20
	人数	400	650	800
骨粗鬆症	回数	15	20	25
	人数	1,200	1,600	2,000

3. 基本健康診査、各種検診の充実

がんや脳血管疾患、心臓病などの生活習慣病の早期発見、また老化に伴う運動機能や口腔機能の状態把握、認知症等の早期発見等を目的に、基本健康診査や各種がん検診、歯周疾患検診の周知に努めるとともに、受診率向上を図ります。

また、基本健康診査や各種検診の実施後は、生活習慣を改善する事後指導や情報提供の充実に努めます。

(保健課)

健康診査の目標受診率 (単位 : %)

健診種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度
基本健康診査	40.0	45.0	50.0
胃がん検診	15.0	20.0	25.0
子宮がん検診	12.0	15.0	20.0
乳がん検診（視触診）	15.0	20.0	25.0
乳がん検診（マンモグラフィ）	3.0	6.0	9.0
肺がん検診	30.0	35.0	40.0
大腸がん検診	20.0	25.0	30.0
前立腺がん検診	10.0	15.0	20.0
歯周疾患検診	5.0	10.0	15.0

4. 健康に関する講座の充実

保健所や各保健福祉センター等において、それぞれの地域住民の健康状況やニーズを踏まえた健康に関する各種講座を実施します。

また、各種団体の情報の一元化や連携を図ることにより、市民の健康意識の向上を目指します。

さらに、健康ボランティアとの協働など、市民参加型の学習の場をより充実させます。

(保健課)

健康に関する講座の数値目標 (単位 : 回, 人)

講座種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度
歯周疾患	回数	25	30	35
	人数	1,250	1,500	1,750
骨粗鬆症	回数	30	35	40
	人数	2,000	2,400	2,800
一般	回数	500	510	520
	人数	21,000	22,000	23,000

5. くらしき健康福祉プラザでの健康づくり事業の充実

健康づくりを高齢者一人ひとりが自ら実践するための動機付けや体力測定、ヘルスチェック、効果的な健康づくりの方法について情報提供を行い、生活習慣病予防や介護予防を図ります。

また、健康づくりを効果的・効率的に推進していくため、関係機関との連携を図るとともに、住民参加による地域での自主活動の強化を図ります

(保健課)

健康づくり事業の数値目標 (単位：人)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ヘルスチェック受診実人数	1,000	1,050	1,100
トレーニング延参加人数	21,000	22,000	23,000

6. バランスのとれた食生活の推進

生活習慣病予防やバランスのとれた食生活改善を推進するため、栄養相談や栄養まつり、栄養教室を実施していきます。栄養教室を通じて食生活改善ボランティアである栄養委員を養成し、栄養委員は学区単位での料理講習会などを中心に普及啓発を進めています。

また、何の食品をどのくらい食べたらよいのか自分で知ることのできる、手のひらを使った「手ばかり栄養指導法」の普及を図ります。

(保健課)

7. 心の健康づくりの推進

広く高齢者に対して、心の病やアルコール依存症、認知症などについての啓発活動や、こころの健康づくりへの関心を高め、身近で気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、心の病にかかっても、地域で安心して暮らすことができるよう、専門医、保健師による相談支援活動を、関係機関と連携を図りながら実施していきます。

(保健課)

8. 8020運動の推進

8020（80歳で20本の自分の歯を保持する）の達成を図るため、まずは50歳以上で24本以上の歯を持つ人が増加することを目指して、歯を失う最大の原因が歯周疾患であることについて啓発に努めるとともに、歯周疾患が増加する40歳から70歳までの人を対象にした検診の受診率向上に努めます。

(保健課)

8020運動の数値目標 (単位：人)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
8020達成者表彰数	80	100	120

9. 運動・生涯スポーツの推進

高齢者の健康増進、体力づくり等を促進するため、高齢者それぞれの生活状況や好みに応じてスポーツや運動に親しむことができるよう、(財)倉敷市スポーツ振興事業団等と連携し、各種教室・イベントなどを実施します。

また、グラウンドゴルフ・バウンドテニス等、ニュースポーツの普及に努め、多くの高齢者が気軽に楽しみながら健康づくりをできるように支援します。

そのためにも、スポーツ施設の効果的、効率的な運営や整備、マップの作成や活用、学校体育施設の開放に努めます。

さらに、生活習慣病や寝たきりなどを予防するのに有効な運動習慣を身につけられるよう、平成16年度に作成した「健康くらちゃんウォーキングマップ」の普及啓発に努め、市内各地区でのウォーキング大会を関係機関と協働して開催します。

また、健康体操（「健康マーチ」）の普及啓発に努めます。

(保健課・スポーツ振興課)

運動・生涯スポーツの数値目標 (単位：回, 人)

項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度
ウォーキング大会	回数	5	10	15
	延人数	400	800	1,600
市民歩く会	参加実人数	1,800	2,000	2,500

※市民歩く会…毎週第3日曜日に市内各地区のコースを歩いている。

III. くらしき介護予防フロンティア

(1) 現状と課題

介護保険制度における軽度要介護者が急増していることを受けて、要介護状態になる前から要支援、要介護1程度までの高齢者に対して「予防重視型システム」への転換を図ることが求められています。高齢者ができる限り健康を維持し、要介護の状態にならないために、従来の老人保健事業や介護予防事業を見直し、高齢者一人ひとりに合った介護予防プランを策定し、介護予防の必要な方が、自ら意欲を持ち、生活の一部として、一人ひとりの状態に合った介護予防に無理なく取り組んでいただけるように、身体面、心の面、栄養面など、様々な分野で介護予防の取り組みを進める必要があります。

本計画期間中（平成20年度まで）に、高齢者人口の5%程度を対象に介護予防事業を実施できるよう、多様な事業の実施とその拡大を図る必要があります。

ただ、現に介護予防が必要な方の中には、家に閉じこもりがちであったり、人との交流に積極的でなかったりする方もおられるため、そうした方にどのように介護予防への関心・参加への意欲を持っていただくかも重要な課題です。

(2) 今後の取り組み

1. くらしき介護予防フロンティア

一人ひとりの高齢者が、身近な地域で、生活の一部として介護予防に取り組むことができるよう、「くらしき介護予防フロンティア」として、一連の取り組みを進めていきます。

- ① 市民に、介護予防への関心を持っていただくよう、地域に根ざした啓発活動を進めています。
- ② 地域での訪問活動や、健診の受診率向上といった取り組みを通じて、介護が必要となるおそれのある方を的確に把握し、介護予防への働きかけを行います。
- ③ ふれあいサロンの拡充、地域の身近な拠点を活用した様々な事業により外出の機会を増やすことで、生活に根ざした介護予防の素地を作るとともに、筋力向上トレーニング、栄養改善、口腔機能の向上、認知症の予防といった、一人ひとりの状態に応じた多様なメニューを用意することにより、必要な方が必要な内容の介護予防に取り組めるような環境整備を図ります。
- ④ 筋力向上トレーニング等について、それぞれの利用者に合ったサービスが提供されているか、効果を把握し、必要に応じてサービス内容の調整を図ります。
- ⑤ 利用者の状態の変化について成果を蓄積・分析するとともに、専門家の研究や他自治体の取り組みも参考にして、常に事業内容の改善を図っていきます。

（保健課・高齢福祉課）

2. 特定高齢者把握事業（生活機能評価の実施）

介護予防が目指すものは、高齢者がいつまでもいきいきと自分らしく生きることを実現することへの支援です。そのためには、「心身機能の改善」を基盤とし、生活していく上で必要な行為などの生活機能全般を向上させることが重要です。

加齢に伴い出現する「廃用症候群」など、さまざまな日常生活における障害や危険な老化のサインを早期に発見し、早期に対応するため、健診の機会などをとらえて、特定高齢者（要介護状態の手前にある方）を把握します。

（保健課）

3. 介護予防への関心、参加への意欲を高めるための取り組み

地域によっては、高齢者と接している住民の皆さんのが主体となって、介護予防に向けた自主的な取り組みを行っている事例もあります。こうした取り組みを他地域の住民の方が参考にしていただけるよう、広く紹介することにより、地域に根ざした介護予防が広がることを目指します。

また、地域包括支援センターや保健師が、普段の活動を通して、住民の介護予防に対する関心・意欲を高めるように働きかけていきます。

（保健課・高齢福祉課）

4. 介護予防事業（機能訓練事業・転倒骨折予防教室事業）の充実

身体機能の低下を防ぎ、心身ともに健康な生活を送るための援助を目的に、介護予防の一環として、くらしき健康福祉プラザで健康・食生活相談、音楽療法等を含めた機能訓練事業や、楽しみながらストレッチ運動・筋力増強運動・水中運動等を行うことにより、転倒を予防する体力づくりを行う転倒骨折予防教室事業を行っていきます。

また、市内の憩の家や集会所等においても、身体運動や音楽を集団で行い、気楽に楽しく参加できる寝たきり防止出前健康教室を行っていきます。

（保健課・高齢福祉課）

5. 介護予防事業（筋力向上トレーニング事業）の充実

虚弱高齢者や閉じこもり高齢者の身体機能を高め、要介護状態に陥ることを防ぐことにより心身ともに健康的な生活がおくれるよう、くらしき健康福祉プラザで筋力向上マシントレーニングを行う（健康くらちゃんお元気教室）とともに、市内各地域の憩の家及び支所等において低強度の運動やレクリエーション、ニュースポーツ等を実施します（ゆっくりゆったり運動俱楽部）。

（保健課・高齢福祉課）

介護予防事業の数値目標 (単位：回、人)

項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度
筋力向上トレーニング事業	開催回数	40	57	73
	参加者数	790	1,125	1,445

6. 栄養改善（食の自立支援事業の充実）

援護を必要とするひとり暮らし高齢者等に対して、他の介護・福祉サービスと組み合わせながら給食サービスを実施することにより、食生活を安定・改善させ、健康の増進を図ります。

また、栄養教室、料理教室などを行い、食生活の自立を支援します。

(保健課)

給食サービスの数値目標 (単位：人)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数	1,200	1,400	1,600

7. 口腔機能の向上

介護予防教室の一環として、一人ひとりの歯や口の中の状態を把握し、口腔清掃の指導・実践等を行い、いつまでもおいしく物を食べられるように支援します。

(保健課)

8. 認知症予防の充実

認知症の最初のきざしは、意欲の低下、自発性や計画性の低下という形で現れると言われます。市民に対する認知症への理解の促進、認知症の早期段階での発見、進行予防への取り組みを推進します。

(保健課)

第4章 生きがいのあるまちづくり

生きがいのあるまちづくりを推進するため、高齢者の出会う場、学ぶ場、活躍する場の創出に取り組みます。

I. 出会う場がある

(1) 現状と課題

高齢者の「閉じこもり」を防ぎ、外出の機会を確保するとともに、一人でも多くの高齢者が活動的な生活を営めるように、高齢者が気軽に集い、仲間と出会うことができる憩の場の創出が求められています。

本市では、老人福祉センター、憩の家、公民館等を利用し、仲間づくり・拠点づくりを目的とした自主的な地域住民福祉活動の推進により、高齢者の集いの場の確保に努めていますが、今後も、こうした事業を引き続き推進する必要があります。

(2) 今後の取り組み

1. 福祉施設（老人福祉センター、憩の家）の活用

老人福祉センター（市内4か所）や憩の家（市内35か所。平成18年4月に1か所増設予定）を、地域における介護予防事業の拠点として活用することにより、高齢者等が気軽に集える機会の拡充を図ります。

（高齢福祉課）

福祉施設の延利用者数の数値目標 (単位：人)

施設種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度
老人福祉センター	40,000	40,200	40,400
憩の家	297,000	298,500	300,000

2. 自主的な地域住民福祉活動の推進

地域福祉に取り組むボランティア団体等に助成を行うことで、地域福祉活動の促進、拠点づくりを目指し、自主的な地域住民福祉活動の推進、閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進、仲間づくりの場の拡充を図ります。

（高齢福祉課）

ふれあいサロンの数値目標 (単位：か所)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ふれあいサロン実施か所数	100	110	120

3. 三世代ふれあい交流事業の支援

子どもたちや青少年など異世代との交流を目的とした三世代ふれあい交流事業を支援し、高齢者の参加を促進することにより出会いの機会を増やすとともに、多世代が共に暮らし、支え合う地域社会の構築を目指します。

(高齢福祉課)

4. 地域との連携

閉じこもりがちな方に外出への意欲を持っていただくよう、老人クラブや愛育委員、民生委員と連携し、また、健康診査や訪問指導といった普段の行政活動の中で、様々な場への参加を働きかけていきます。

5. 関心を高める内容の工夫

「男性の参加が少ない」「高齢者と一口に言うが、様々な年代の人がいる」という市民からの意見を踏まえ、地域で取り組んでいただいている方々と相談しながら、いろいろな方に関心を持っていただけるような多様な実施方法、内容の工夫に努めます。

II. 学ぶ場がある

(1) 現状と課題

多様な学びの場を確保することは、生涯現役を目指す高齢者にとって、自己実現や社会参加の良い機会であり、生きがいづくりの重要な要素となります。市民学習センターや各公民館において実施される学習講座等については、今以上に利用者満足度の向上が求められます。

また、生涯学習のテーマとしてはライフワークの追求・社会貢献・キャリアアップ等の多彩な目的が考えられますが、こうした目的に対応するためには高齢者一人ひとりが自ら進んで学習することはもちろん、講座活動や学習内容についても主体的・自主的に関わっていく必要があります。

学習者自身が講座の企画に携わるようになれば、何を学ぶかについてより細やかで実際的な議論が可能となり、講座内容をよりニーズに即した、実践的なものにすることができます。また、受講者が講師に、講師が受講者にというボランティアの輪ができる、学習グループがボランティア活動のグループに発展することも期待できます。このように、高齢者の生涯学習において、学習活動とボランティア活動を結びつけていくことは、公民館活動の活性化策としても有効な方法になると考えられます。

また、高齢者とIT（情報技術）とは疎遠な印象がありますが、今後の高齢者のライフスタイルを考えても、ITの果たす役割は重要です。しかし現状では情報を使いこなせる方と使いこなせない方との間に生じる格差が強く懸念されます。ITによるメリットを高齢者に等しく享受してもらうために、多様な事業メニューが必要です。

(2) 今後の取り組み

1. 老人クラブへの支援

老人クラブは、学習活動、地域奉仕活動、健康増進活動を通じて、地域の仲間づくりができる貴重な機会であるにもかかわらず、参加者は減少傾向にあります。そこで、老人クラブの役割を再評価するとともに、会員を増加するための取り組みを強化していきます。また、老人クラブ活動を推進するリーダーの養成についても取り組んでいきます。

（高齢福祉課）

老人クラブへの支援の数値目標

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
クラブ数(クラブ)	494	496	498
会員数(人)	25,400	25,500	25,600

2. 各種入場料の割引

美術館、博物館等、教育文化施設の入場料の割引制度が活用されるよう、周知を図ります。

(高齢福祉課)

3. 様々な講座及び催し

市民の自主企画・自主運営による公民館講座の促進や、講座受講とボランティア活動が一体となった学習講座の増設に努めるほか、講座の経験者を対象とした講師ボランティア養成研修の機会を設けるなど、教えあい、学びあう環境づくりを目指します。

また、ＩＴ学習の機会を幅広く提供し、継続学習の支援、高齢者を対象とした専用総合サイトの立ち上げに取り組むほか、単身の高齢者等を対象としたパソコン操作の相談に応じられるよう検討していきます。

(高齢福祉課・市民学習センター)

III. 活躍する場がある

(1) 現状と課題

はつらつと生きがいのある高齢期をおくるためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、高齢者の地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。また、そのためにも若いから地域活動に関心を持ち、準備を進めていただけよう啓発を進める必要があります。

(2) 今後の取り組み

1. くらしきマスターズ制度

高齢者の方々が人生を充実して生き、また長年の人生経験で積み上げた多くの知恵をよりよい地域社会をつくるために活かしていく意欲を持っていただくために、「くらしきマスターズ制度」を創設し、高齢者の活動のお手本となるような方に「くらしきマスター」の称号を贈り、その活躍の様子を広く市民に紹介します。

(高齢福祉課・保健課)

2. 公園等の清掃管理委託事業の活用

市が管理する公園等で除草やゴミ収集などの軽易な作業を地域の高齢者にお願いすることで、高齢者の余暇活動や社会参加の機会とし、体力維持などにも役立てています。

(高齢福祉課)

3. シルバー作品展の支援

人生経験の中で培われた豊かな知識・技能や趣味を生かした作品を広く一般に公開し、創造の喜びを通して生きがいの増進を図るために、シルバー作品展を支援します。

(高齢福祉課)

4. ボランティアの育成・支援

倉敷ボランティアセンターを拠点として、幅広い市民の参加によるボランティア活動を振興していく中で、高齢者の長年にわたる豊富な経験や知識、技能を生かした高齢者自身によるボランティア活動（シニアボランティア活動）が、環境美化や観光ガイドなど様々な分野で行われるよう推進を図ります。

また、地域での健康づくり・食生活改善活動推進の担い手となる愛育委員・栄養委員が継続的に活動できるように組織や人材の育成を図る中で、高齢者が健康ボランティアとして活躍できる場の創出に努めます。

さらに、地域活動・ボランティア活動に喜びを持てるようなイベントを開催するなど、市内の活動中のグループの情報提供を行います。

(社会福祉協議会・保健課・高齢福祉課)

5. 高年齢者職業相談室の活用

高年齢者職業相談室（市本庁内および各支所に設置）において、高年齢者を対象とした職業相談・職業紹介を行うほか、高年齢者を雇い入れようとする事業主に対する雇用相談等を行います。

(労政課)

6. シルバー人材センターへの加入・就労の促進

就業を通して生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が就業できる機会を増やし、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会をつくるため、概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、社団法人倉敷市シルバー人材センターへの加入・就労の促進に努めます。

(高齢福祉課)

第5章 安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちづくりを推進するための社会の仕組みづくりと各種サービスの提供、気軽に出来られる交通環境等の整備、快適な住まいの整備に取り組みます。

I. 安全・安心な暮らしをおくる

(1) 現状と課題

高齢期を安全・安心に暮らすためには、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全性の高いまちづくり、体制づくりを進めることが重要です。

まず、防災対策としては、自主防災組織の設立や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、市民一人ひとりの災害に対する意識、知識の向上や、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、倉敷市地域防災計画との整合の下に、充実を図る必要があります。

また、防犯対策としては、高齢者の消費者被害の防止や対処のための啓発、情報提供・相談体制の充実、認知症高齢者等の権利を守る活動の必要性が高まっています。

さらに、交通安全対策として、交通ルールや交通マナーを高めるための啓発・指導が必要です。

(2) 今後の取り組み

1. 防災知識の普及・啓発

災害時の安全を確保できるよう、高齢者の中でも災害に際して特に援護を要する方（災害時要援護者）やその家族、介護従事者、民生委員、愛育委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発等を行います。

（防災危機管理室）

2. 自主防災組織（自主防災会）の設立促進

高潮や津波などから高齢者や障害者をはじめとする市民一人ひとりの命を守るために、緊急時の情報伝達や避難行動を適切に行えるよう、町内会などを単位とした自主防災組織（自主防災会）の設立を促します。

（防災危機管理室）

3. 防災訓練の実施

防災週間時の訓練だけでなく、自主防災会と関係機関が連携した自主防災訓練の実施に努めます。

また、社会福祉施設等には、施設職員、入所者等が参加する防災訓練や地域住民との合同防災訓練を実施するとともに、任務分担や連絡体制など、緊急時の行動マニュアルを作成するよう要請します。

(防災危機管理室)

4. 災害時要援護者の居住地や連絡先等の把握

自主防災組織、地域包括支援センター、市役所の連携を図ることにより、災害時要援護者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めるとともに、災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう努めます。

(高齢福祉課)

5. 地域における防火対策の推進

災害の多様化・複雑化に対応するため、消防・救急体制を充実強化し、災害に対する迅速、適切な活動に努めるとともに、地域における防火対策を推進します。

(消防局予防課)

6. 高齢者・障害者世帯を中心とした住宅防火診断

住宅防火対策を強化するため、高齢者、障害者等の世帯を中心とした住宅防火診断を実施し、火気使用設備・器具、消火器等の点検・整備の励行や住宅用防災機器の設置を推進します。

(消防局予防課)

7. 安否確認の充実

ひとり暮らし高齢者等の世帯に緊急通報装置を設置することにより、高齢者の日常生活における不安感を解消し、急病・災害などの緊急時に迅速、適切に対応します。

また、ひとり暮らし高齢者等でとくに生活保護を受けている方については、必要な方に福祉電話を貸与し、それにより定期的な安否確認を行い、生活上の事故を未然に防止します。

(高齢福祉課)

緊急通報装置設置事業の数値目標 (単位：台)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
既設置台数	920	940	960
新設台数	120	120	120

8. 高齢者等心配ごと相談の充実

市内6箇所の社会福祉協議会の事務所で、倉敷・水島・児島・玉島はそれぞれ毎週1日、船穂・真備はそれぞれ毎月2日の相談日を設け、高齢者が抱える生活上、健康上などの様々な心配ごとについての相談を受け付け、生活上の不安を解消し、問題解決につなげていきます。

(高齢福祉課)

高齢者等心配ごと相談事業の数値目標 (単位：件)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
延相談件数	400	405	410

9. 家族介護教室の推進

家族介護者の介護技術の向上を図ることで、高齢者の在宅介護を支援するとともに、介護者自身の心身の健康を維持し、生活の質を向上させるため、家族介護教室の開催を推進します。

(高齢福祉課)

家族介護教室の数値目標 (単位：回, 人)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	150	150	150
参加者数	4,200	4,300	4,400

10. 老人クラブ交通指導

老人クラブ等を対象とする交通教室や交通指導等の交通安全教育を推進するとともに、警察署等の関係機関や各地域の交通安全対策協議会等と連携を図り、交通事故の防止に努めます。

(市民S C 交通安全係)

11. 消費者被害防止のための啓発

高齢者を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。

(市民ＳＣ消費生活センター)

12. 認知症等高齢者の権利を守る活動

地域福祉権利擁護事業を通じて、軽度の認知症等により判断能力が何らかの援助を必要とする状態になった方に対し、福祉サービス、介護保険サービスの利用や日常の金銭管理等の援助を行います。

また、認知症の進行などにより判断能力がさらに低下し、財産管理や介護も含め生活全般の対応が必要な場合、成年後見制度を利用して円滑な処置が行われるよう、相談及び対応体制を充実します。

とくに、申立人がいない場合の市長申立については、利用し易い、分かり易い窓口を整備します。

(高齢福祉課・社会福祉協議会)

13. 高齢者虐待防止への取り組み

介護保険制度導入後、高齢者虐待の実態が徐々に表面化してきました。その内容は複雑で、ひとつの機関だけでは対応できない多くの問題が含まれていることから、平成17年に策定した「倉敷市高齢者虐待対応ガイドライン」の周知、普及に努めています。

また、早期発見・通報について近隣住民との連携を図るとともに、各部署の専門性をいかし、ケアマネジャーをはじめ、施設、サービス提供事業者、医療機関、警察などの関係機関と連携しながら問題解決に向けて対応していきます。

(高齢福祉課・社会福祉協議会)

II. 気軽に出かけられる

(1) 現状と課題

高齢者の積極的な社会参加を促進し、安全で円滑な移動や歩行によって様々な施設を不自由なく利用できるよう、道路や公共施設の改善はもちろん、民間の公共的施設や交通機関の改善についても指導や啓発に努め、福祉のまちづくりを推進する必要があります。

市では、すべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた地域で健康で充実した生活をおくることのできる社会の実現を基本理念として、平成9年4月に「倉敷市福祉のまちづくり条例」を制定し、翌年4月には条例に基づいた都市施設整備基準を設定しました。また、民間の施設に対しては、補助金や融資制度を設けており、その活用によりバリアフリー化の促進を図っています。

また、交通機関については、平成12年に施行された「交通バリアフリー法」に基づき、平成18年3月に「倉敷市交通バリアフリー基本構想」の策定を予定しており、今後はこの構想に基づいて重点整備地区における道路、駅前広場、通路その他の施設のバリアフリー化を推進していくことになります。

また、平成12年度から、高齢者や障害者団体の代表等により構成される「バリアフリー市民会議」を設置し、主に中心市街地の歩行者空間をバリアフリー化するため、段差の解消や点字ブロックの敷設を進めています。

今後も、様々な機会を通じて条例の趣旨・内容についての周知を図り、福祉のまちづくりが高齢者や障害者だけでなくすべての方にとって暮らしやすいまちづくりであるという認識を広めていく必要があります。

(2) 今後の取り組み

1. 福祉のまちづくりの啓発

広報紙等を通じて福祉のまちづくり条例の趣旨・内容についての周知を図るとともに、バリアフリー講座を開催するなど、あらゆる機会を捉えて福祉のまちづくりに関する啓発に努め、高齢者や障害者などを取り巻く様々な障壁を取り除き、多様な人々が互助と連帯の精神を持って交流し合える社会環境の整備をソフト・ハード両面から進めていきます。

(保健福祉推進課)

2. バリアフリー市民会議によるまちかどウォッチング

毎年度、バリアフリー市民会議による「まちかどウォッチング」を実施し、高齢者や障害者の視点から歩道等を点検した結果に基づき改修工事を行うことで、市民参加のバリアフリー化を推進します。

(保健福祉推進課)

3. 安全に通行できる道路環境の整備

歩道の設置・改修等により、高齢者や障害者が交通事故に遭うことなく安全に通行できる道路環境の整備に努めます。

(土木課・保健福祉推進課)

4. 民間施設バリアフリー化への補助金・融資

福祉のまちづくり条例に基づく補助金や融資制度の周知徹底により、それを活用した民間施設のバリアフリー化を促進します。

(生活福祉課・企画課)

5. 循環コミュニティバスの検討

中心市街地活性化と高齢者等の移動手段の確保のため、倉敷商工会議所や、くらしきTMO (Town Management Organization：中心市街地活性化法に基づき、中心市街地を一体的に整備し、運営・管理するためのまちづくり機関) と連携して、循環コミュニティバスの導入に向けた研究を行っていきます。

(交通政策課)

6. ノンステップバス等の導入補助

交通事業者に対して、補助制度の活用によるノンステップバス、高齢者や障害者にも円滑に利用できる車両の導入を要請していきます。

(交通政策課)

ノンステップバス導入の数値目標 (単位：台)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運行台数	8	9	10

III. 快適な住まい

(1) 現状と課題

高齢者や障害者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要です。高齢者実態調査では、介護が必要になっても自宅で生活したいという方が半数を超えていました。このような高齢者の希望に沿うためには、高齢者の生活に対応した住宅の構造について広く普及啓発を図り、高齢者向け住宅の整備を促進するとともに、住宅改造助成制度の適正な利用促進や相談体制の充実を通じて、多様なニーズに対応した快適な住まいを整備する必要があります。

(2) 今後の取り組み

1. 高齢者に配慮した公営住宅の整備

国の「長寿社会対応住宅設計指針」に基づき、高齢者の身体状況に配慮した良質な高齢者世帯向け住宅の整備を進めるとともに、同居・隣居・近居などライフステージや家族構成等に見合った高齢期の多様な居住形態に対応した住宅供給に努めるほか、多目的広場や公園などコミュニティ空間や緑化に配慮し、快適でゆとりのある住・生活環境を目指します。

(住宅課)

2. シルバーハウジングの整備

シルバーハウジングとは、「高齢者に配慮された使用しやすく安全性の高い低家賃住宅の提供」を目的に整備された、生活援助員が派遣されている公的な高齢者向け住宅です。

事業計画の目標である53戸（平成17年度現在38戸整備済み）の整備を目指します。

(住宅課)

シルバーハウジングの整備目標 (単位：戸)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総戸数	38	38	53

3. 高齢者向け優良賃貸住宅の建設推進

高齢者向け優良賃貸住宅については、高齢者の安全で安定した住居を確保するため、高齢者の居住の用に供する優良な賃貸住宅について建設費等の一部を補助し、建設の推進を図ります。

(住宅課)

高齢者向け優良賃貸住宅の整備目標 (単位:戸)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総戸数	36	56	76

4. 生活支援ハウスの整備

生活支援ハウスとは、居宅で生活することが不安な高齢者に住居を提供し、介護支援や交流機能を総合的に提供する施設です。介護予防を目的とした機能訓練等も組み入れることにより、高齢者が安心して快適な生活をおくれるよう、市内での整備を目指します。

(高齢福祉課)

5. 日常生活用具給付事業の適正実施

ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、手押し車や電磁調理器等の日常生活用具を給付します。適正に実施することにより、日常生活の便宜を図り自立を支援し、家族の介護負担を軽減させることを目指します。

(高齢福祉課)

日常生活用具給付事業の数値目標 (単位:人)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
延利用者数	80	80	80

6. 介護用品のリサイクルの推進

家庭で使用しなくなった介護機器・介護用品を提供して下さる方の情報を収集し、倉敷市内に居住するこれらの機器等を必要とする方に情報を提供することにより、介護の負担軽減と資源の再利用を図ります。

(社会福祉協議会)

7. 高齢者等住宅改造助成事業の適正実施

居住する住宅を改造する必要があると認められる高齢者や心身障害者に対し、改造工事を行う場合に必要な費用の一部を助成します。(介護保険、障害者日常生活用具給付事業により、工事費の給付を受けられる場合は、そちらを優先します。)

適切な助言と制度説明を行い、高齢者等が自宅において暮らしやすい生活ができるようにするとともに、高齢者等の自立を助長し、介護者の負担の軽減を図ります。

(介護保険課)

8. 入所施設の住環境の充実

快適な住まいを実現する観点から、養護老人ホームやケアハウスの居住環境の向上・充実を促進します。また、特別養護老人ホームについては、個室・ユニットケア型の施設整備を促進します。

介護保険制度の改正により、養護老人ホームの入所者も、介護保険サービスの利用ができるようになりました。

市では、入所者の処遇が適切に行われるよう、施設に対し指導をしていきます。

(高齢福祉課)

第6章 支え合うまちづくり

支え合うまちづくりを推進するため、地域支援・生活支援の充実と、充実した介護を実現するための基盤整備及び仕組みづくりに取り組みます。

I. 地域支援・生活支援

(1) 現状と課題

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援するサービスの充実はいうまでもなく、高齢者やその家族を地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援するといった互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。

そのためには、市民が主体となった地域福祉の推進が必要であり、すでに地域には、民生委員協議会、愛育委員会、町内会、老人クラブ等の地域福祉の核となりえる組織があります。また、各種ボランティアも活動しています。今後は、こうした組織や個人を中心に住民主体の活動を発展させていく必要があります。

高齢社会が一層進行すると、福祉サービスの「提供者」と「受け手」という区別をするのではなく、誰でも皆、ある場面ではサービスの提供者である一方で、他の場面ではサービスの受け手であるという社会になっていくと予想されます。

こうした地域福祉社会を実現させるためには、出前講座等による地域福祉の啓発活動、各種の団体・組織をネットワーク化していくための支援、情報提供など様々な面で行政が側面的に支援する必要がありますが、主体はあくまで地域住民にあり、行政から独立したものでなければなりません。

行政と地域住民が車の両輪として相互に助け合って進んでいくことが、これからの中の福祉社会の実現のために求められています。

(2) 今後の取り組み

1. 総合的な保健福祉相談・情報の提供

サービスを利用する市民ができるだけ自らの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業者等に関する情報の普及、啓発に努めるとともに、くらしき健康福祉プラザの保健福祉相談室をはじめ、総合的な相談に応じる体制をさらに充実します。

また、これまで市内28か所の地域型在宅介護支援センターが担ってきた、地域における在宅介護の総合的な相談窓口としての機能を、新たに創設される地域包括支援センターに引き継ぎ、高齢者の生活全般について総合的に支援できるよう、強化させます。

地域包括支援センターは、担当地域の事業者、団体、住民、関係機関と調整を図りながら、また必要に応じて地域外の関係機関とも連携して、高齢者の生活全般を支援します。

地域包括支援センターの運営には中立性・公平性が求められることから、市が「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、各センターの指導・監督に当たります。

(高齢福祉課)

地域包括支援センター相談件数の数値目標 (単位：件)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談件数	32,200	32,900	33,600

2. 高齢者ケアネットワーク構築事業の充実

地域支援事業や介護予防事業をより効果的・効率的に実施していくため、在宅介護支援センターが実施してきた高齢者の実態把握調査により得られた情報を、電算システムの中で一元管理する「高齢者ケアネットワーク構築事業」を推進するとともに、その情報を基に、支援が必要な対象者への定期的な訪問を実施し、また、地域住民や関係機関・団体の協力も得ながら、問題解決に努めます。

(地域包括総合支援センター)

3. 生活支援のための各種補助事業

介護の必要な高齢者やその家族に向けた各種サービスの実施により、在宅高齢者の生活支援を図ります。

(高齢福祉課)

各種生活支援事業の数値目標

項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度
寝たきり高齢者等理美容サービス事業	延利用人数(人)	200	200	200
高齢者等住宅改造助成事業	利用件数(件)	211	211	211
介護用品扶助費支給事業	利用人数(人)	407	480	567
在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業	支給人数(人)	1,128	1,128	1,128
家族介護者リフレッシュ事業	開催回数(回)	6	6	6
	参加者数(人)	150	150	150

4. 友愛訪問の実施

愛育委員、栄養委員、婦人会員、地区社会福祉協議会会員、ボランティアグループが、概ね65歳以上のひとり暮らし・ねたきり高齢者宅を訪問し、高齢者の孤独感の解消に努めるとともに、安否の確認等を行います。

(社会福祉協議会)

5. 倉敷たすけあい在宅支援サービスの実施

住民相互の支え合い、助け合いの精神に基づき、日常生活上の家事・介助で困っている高齢者や障害者に対し、地域の方がそのお宅を訪問してお手伝いをする「倉敷たすけあい在宅支援サービス」を引き続き実施し、支え合うまちづくりの推進を図ります。

(社会福祉協議会)

6. 地域に根ざした福祉活動の推進

支え合うまちづくりは、地域に根ざした活動を通じて実現していくものであることから、地域の実情に応じた、住民主体の取り組みを盛り上げていくことが必要です。そこで、健康づくりや介護予防、文化活動、世代間交流等、地域ごとの実情に即した課題を把握し、それぞれの課題に対応して、地域包括支援センターの活動や、出前講座等による啓発を通じて、各地区的民生委員協議会、愛育委員会、栄養改善協議会、地域住民、老人クラブ、ボランティア等、地域福祉の担い手となる方や団体のネットワーク化を促進し、地区内の公民館や集会所など身近な拠点を利用した、地域に根ざした住民参加型の福祉活動を促進します。

II. 充実した介護

(1) 現状と課題

老後の安心を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって6年が経過しました。サービス提供体制は急速に整えられてきましたが、これに伴いサービス利用は拡大し、介護給付費は伸び続け、在宅サービスの利用者は4年間で約2倍に増大しています。また、2015年には「第1次ベビーブーム世代」が高齢期に達し、その10年後の2025年に高齢者人口はピークの時期を迎えます。このように、我が国はこれから、高齢化の最後の急な上り坂に差しかかります。

しかし、介護保険制度が浸透するなかで、要支援、要介護1の軽度者に対するサービスが、利用者の状態の改善につながっていないという指摘があります。また、不適切な介護サービスの提供や不正な介護報酬の請求などを事由とする指定取り消し処分が報告されています。

こうしたことから、介護サービスの質の向上とサービスの適正な実施が大きな課題となっています。

(2) 今後の取り組み

1. 事業者規制の見直し

より実態に即した指導監督や処分を行うことができるよう、事業者に対する業務改善勧告等の権限が市に与えられます。また、介護サービス事業者の指定に6年ごとの更新制が設けられ、指定・更新時の要件が厳格化されます。

(介護保険課)

2. ケアマネジャーの資質向上

ケアマネジャーについて、資格更新制が導入され、更新時の研修受講が義務付けられます。この機会をとらえ、ケアマネジャーの資質の向上を目指し、ケアマネジメントの独立性・中立性の確保にも取り組みます。

具体的には、

①ケアプラン点検

要介護状態の人の自立支援に視点をおいた適切なケアプランとなっているか、また、利用者本位のケアプランになっているか等を点検することによって、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

②研修会の実施

現任者を中心として、市独自の研修会を実施し、ケアマネジメントの技術の向上を図ります。

③介護保険事業者等連絡協議会との連携

市内をサービス提供区域としている事業者の連絡協議会と連携を図り、面接技術力その他の技術の習得を目的とした研修会を実施します。

また、協議会と保険者である市との連絡を密にすることにより、公正・中立性が図られるよう努めます。

④「ケアマネさろん」の開催

ケアマネジャーの抱える困難事例について、解決方法を検討し、助言する「ケアマネさろん」を開催しています。この過程を通じて、ケアマネジャーの資質の向上を図ります。

(介護保険課)

3. 保険者機能の強化

高齢者の身近な地域で必要なサービス利用が完結することを目指して、地域密着型サービスが導入されます。これについては市が指定・指導監督を行うことができるようになり、指定基準や介護報酬についても市が設定することが認められます。

また、その他のサービスについても、市に立ち入り調査の権限が与えられます。

これらの権限を活用して適切なサービスが行われるように努めていきます。

(介護保険課)

4. 介護サービスの適正化・効率化

介護保険制度は確実に浸透しつつありますが、適切なケアマネジメントがなされず、かえって利用者の自立を妨げたり、要介護状態の悪化を招きかねないサービスの利用実態が見られます。そこで、ケアプラン点検（2. 参照）の導入により不適切なサービス利用を減らし、また、岡山県国民健康保険団体連合会からの給付実績を基に問題のある事業所を把握することにより、適切な給付に努めます。

また、「倉敷市社会福祉審議会介護保険地域密着型サービス運営専門分科会」を設置し、地域密着型サービスの適正な運営を図ります。

(介護保険課)

5. 介護者への支援

在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者の介護者に対し介護手当を支給し、慰労するとともに、「家族介護者リフレッシュ事業」により、ねたきり高齢者や重度心身障害者（児）を介護している家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流会に参加してもらうなど、心身の元気回復を図ります。

(高齢福祉課)